

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月まで

申立期間について、私は、昭和 56 年 5 月に当時勤めていた会社を体調不良のため退職し、A 市の実家に戻った。同年 6 月頃に A 市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、同市役所で保険料を納付した。私は当時離婚をして、将来が不安だったことから、国民年金は将来を託す大切なものと考えており、未納ということはありません。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 56 年 6 月頃に国民年金に加入し、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 57 年 10 月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付することができる期間である。

また、申立人が昭和 59 年 9 月から居住している B 市（現在は、C 市 D 区）の保管する申立人の被保険者名簿によると、申立期間は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納期間は無く、申立人が 10 か月と短期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和36年にA株式会社に入社してから、43年3月に退社するまで、関連会社への異動はあったものの継続して勤務していた。40年9月か10月頃はC株式会社へ異動になった時期ではあるが、退職したわけではない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間も含めて、A株式会社及びその関連会社であるC株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からC株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、

申立人と同時期にA株式会社からC株式会社に異動した同僚数 10 人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和40年4月にA株式会社に入社してから、51年11月に退社するまで関連会社への異動はあったものの、11年間継続して勤務していた。40年10月頃は、C株式会社へ異動になった時期ではあるが、同年9月の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間も含めて、A株式会社及びその関連会社であるC株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からC株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA株式会社からC株式会社に異動した同僚数10人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測さ

れ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から16年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月から16年12月まで

申立期間について、私は、平成14年10月に会社を退職して、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その1か月後に届いた納付書で3か月に1度、3か月分の保険料をまとめて納付していた。納付場所は、派遣先の職場がある「B郵便局」で納付し、派遣が終了した16年9月から同年12月までは「C郵便局」で保険料を納付した。保険料は生活費として金融機関から下ろした金額の一部から納付したため、保険料の納付日を特定することはできない。また、申立期間は父の会社の健康保険に扶養家族として加入していたが、父は扶養家族である私の国民年金保険料を社会保険料控除として申告を行っておらず、私も確定申告は行ってないため保険料を納付したことが分かる資料は何も無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社を退職した平成14年10月に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付は3か月ごとに3か月分の保険料を「B郵便局」及び「C郵便局」で納付したとしている。しかしながら、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人が14年10月11日付けで再加入したことが確認できるものの、申立人の申立期間に係る納付記録は見当たらない上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人が紛失したとする年金手帳以外に申立人に別の年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、申立人は、生活費として金融機関から下ろした金額の一部から保

険料を納付したとしているものの、保険料の具体的な納付日を確認することはできない上、その父は被扶養者である申立人の国民年金保険料を社会保険料控除として申告を行っておらず、申立人も確定申告を行っていないとしているため保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、自身が作成した主張書を提出し、申立期間の保険料納付時期、及び納付場所等を詳細に記憶している事実により再検討を申請しているところ、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていることから、記録管理に不備があったとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。